

復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（販路開拓活動支援メニュー）
補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、東日本大震災により被災した食産業の復興を図るため、震災により販路を失った中小企業者等及びそれらで構成する団体（以下「中小企業者等及び団体」という。）が行う、販売会への参加や展示・商談会への出展（以下「販路開拓活動」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（販路開拓活動支援メニュー）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において、「中小企業者等」とは、県内の沿岸部等に事業所を有し、地域の食材等を活用した商品の製造等を行う次に掲げるものをいう。ただし、第4項に掲げるみなし大企業は除くものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合
- (3) 商工組合又は協業組合
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 農事組合法人
- (6) 第1号から第5号までに掲げるもののほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として知事が適当と認めたもの

2 この要綱において「団体」とは、前項に掲げる中小企業者等を主たる構成員とし、県内に活動拠点を有する次に掲げるものをいう。

- (1) 設立後、1年以上を経過し、概ね3者以上によって構成される法人格を有する又は任意の組織であって、設立目的、趣旨等を明記した規約等を有し、代表者及び所在地が明らかで、会計経理が明確なもの
- (2) 第1号に掲げるもののほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として知事が適当と認めたもの

3 この要綱において「地域の食材等」とは、次に掲げる食材をいう。

- (1) 県内で産出された農林水産物
- (2) 県内で産出された農林水産物を原料とした加工品
- (3) 第1号及び第2号に掲げる食材のほか、宮城県の食産業の振興を図る食材として知事が適当と認めたもの

4 この要綱において「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること。

5 この要綱において「大企業」とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外のものであって、事業を営むものをいう。ただし、以下に該当するものについては、大企業として取り扱わないものとする。

- (1) 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

- (2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

（交付対象等）

第3 補助金の対象となる事業の内容、経費及び補助率等は、別表1のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。
- (1) 地域の食材等を原料として製造された商品又は県内で生産若しくは製造の最終工程が行われた商品の県内外での販路開拓活動であること。ただし、団体については、構成する3者以上が参加する販路開拓活動に限る。
 - (2) 罹災証明書等により被災の状況が確認できること。
 - (3) 県から、販売実績や商談・成約件数、売上げ等について問い合わせがあった場合には報告できること。

（事業の実施期間）

第4 この事業の実施期間は、原則として交付決定日から翌年3月末日までとする。

（交付の申請）

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 中小企業者等及び団体は、前項の補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号－別紙1）
- (2) 事業スケジュール（別記様式第2号－別紙2）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式第1号－別紙3）
- (4) 株主等一覧表（別紙様式第1号－別紙4）
- (5) 事業主体の概要がわかる資料
- (6) 直近3期分の決算報告書の写し又は総会資料等〔任意団体の場合〕
- (7) 登記事項証明書〔法人の場合〕、代表者の住民票抄本〔個人の場合〕又は規約、会則等〔任意団体の場合〕
- (8) 納税証明書（すべての県税）
- (9) 被災状況が確認できる書類
- (10) 販売会や展示・商談会等の開催内容及び出展小間料等がわかる資料
- (11) 主な出展商品の商品カタログ等
- (12) 事業費積算の根拠
- (13) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長

あて照会することができる。

(交付の決定)

第6 知事は、第5の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 同一中小企業者等及び団体かつ同一事業内容において、他補助事業と併用して本補助事業の交付決定を受けることはできない。

3 知事は、交付決定に当たって、第5第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、第5第2項ただし書の規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更)

第7 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をしようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはその限りではない。

(1) 補助対象経費の30%以内の変更である場合

(2) 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

(補助事業の中止又は廃止)

第8 補助事業者は、補助事業を中止若しくは廃止又は他に継承させようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときには、速やかに、別記様式第4号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第10 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めた場合には、速やかに別記様式第5号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業実績書（別記様式第6号－別紙1）

(2) 事業実績一覧（別記様式第6号－別紙2）

(3) 事業費支出明細書（別記様式第6号－別紙3）

(4) 補助事業用帳簿（別記様式第6号－別紙4）

- (5) 販売会・商談会等への出展内容がわかる資料
- (6) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
- (7) 成果品（販路開拓活動の実施写真や制作したポスター・パンフレット等）
- (8) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第12 補助金は規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の提出）

第14 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とする。

（成果の発表）

第15 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができるものとする。

（その他）

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月19日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 平成25年5月15日施行の復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業補助金交付要綱については、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

補助対象事業	補助対象事業の内容	経費項目	内容
販路開拓活動	地域の食材等を原料として製造された商品又は県内で生産若しくは製造の最終工程が行われた商品の県内外での販路開拓活動であること。ただし、団体については、構成する3者以上が参加する販路開拓活動に限る。	旅費	交通費，宿泊費
		庁費	出展小間料，会場使用料，備品レンタル使用料，電気工事費（電気使用料含む），給排水施設使用料（水道料含む），搬送経費，PR用試供品費，消耗品費，ポスター，パンフレット等の印刷費，映像制作費，その他知事が適当と認める経費（ただし，PR用試供品費については，事業費全体の4分の1を超えないこと。また，団体については，特定の構成員に関連するものは除く。）
提出書類	提出書類様式	添付書類等	
	補助金交付申請書（別記様式第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画書（別記様式第1号－別紙1） ・事業スケジュール（別記様式第1号－別紙2）（複数回の場合） ・暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号－別紙3） ・株主等一覧表（別記様式第1号－別紙4） ・事業主体の概要がわかる資料（会社案内，パンフレット等） ・直近3期分の決算報告書の写し又は総会資料等〔任意団体の場合〕 ・登記事項証明書〔法人の場合〕，代表者の住民票抄本〔個人の場合〕又は規約，会則等〔任意団体の場合〕 ・納税証明書（申請日までに納期限が到来したすべての県税に係る徴収金に未納がない旨の証明書） ・被災状況が確認できる書類（り災証明書等） ・販売会・商談会等の開催内容及び出展小間料等がわかる資料（出展募集要項等） ・主な出展商品の商品カタログ等 ・事業費積算の根拠（見積書等） ・その他知事が必要と認める書類 	
	事業実績報告書（別記様式第6号）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実績報告書（別記様式第6号－別紙1） ・事業実績一覧（別記様式第6号－別紙2）（複数回の場合） ・事業費支出明細書（別記様式第6号－別紙3） ・補助事業用帳簿（別記様式第6号－別紙4） ・販売会・商談会等への出展内容がわかる資料 ・見積書，契約書，納品書及び領収書等の写し ・成果品（販路開拓活動の実施写真や制作したポスター・パンフレット等） ・その他知事が必要と認める書類 	
補助率	補助対象経費の2分の1以内		
補助限度額	中小企業者等については300千円 団体については1,000千円		
審査方法	書面審査による選定		

別記様式第1号

平成 年度復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業
(販路開拓活動支援メニュー) 補助金交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称及び
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（販路開拓活動支援メニュー）を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) (1)のうち補助事業対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

3 補助事業の内容等

別添のとおり

4 補助事業完了予定期日

年 月 日

※添付書類

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号－別紙1）
- (2) 事業スケジュール（別記様式第1号－別紙2）〔販路開拓活動が複数回の場合〕
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式1号－別紙3）
- (4) 株主等一覧表（別記様式1号－別紙4）
- (5) 事業主体の概要がわかる資料
- (6) 直近3期分の決算報告書の写し又は総会資料等〔任意団体の場合〕
- (7) 登記事項証明書〔法人の場合〕、代表者の住民票抄本〔個人の場合〕又は規約、会則等〔任意団体の場合〕
- (8) 納税証明書（すべての県税）
- (9) 被災状況が確認できる書類
- (10) 販売会や展示・商談会等の開催内容及び出展小間料等がわかる資料
- (11) 主な出展商品の商品カタログ等
- (12) 事業費積算の根拠
- (13) その他知事が必要と認める書類

補 助 事 業 計 画 書

1 申請者概要

申請者名称			
代表者氏名		担当者氏名 (所属部署名)	
所在地 〒			
TEL :		FAX :	
ホームページアドレス		E-mail	
設立年月日 年 月 日	資本金 (千円)	従業員数 常時 :	人
		臨時 :	人
みなし大企業	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
主な事業の概要			

2 販路開拓活動の内容

活用する地域の食材等	
販売会・商談会等の名称 (注)	
販路開拓活動の期間・日数	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)
開催場所	
主な販売・出展物の概要	(商品名/定価(税込み)/原材料等) (商品の特徴)
販路開拓活動の必要性	(現況及び販路開拓活動の必要性, 狙い等を具体的に記載する。また, 団体については, 販路開拓活動に参加する構成員の名称を全て記載する。)
取引先としたい相手先(業種)等	

(注) 販路開拓活動を複数回計画している場合は、「別紙2 事業スケジュールのとおり」と記載し、別記様式第1号—別紙2に必要事項を記載すること。

3 事業費等

(1) 収入の部 (単位:円)

区 分	予算額	積算明細	摘 要
県補助金			
自己負担			
合 計			

(2) 支出 (単位:円)

経 費 項 目	内 容	事業費	積算明細
旅 費			
庁 費			
合 計		(内補助対象経費)	

(注) PR用試供品費に補助対象外の経費がある場合は、「事業費」に補助対象経費を内書きで括弧書きすること。

事業スケジュール

事業者名： _____

	事業内容	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

誓約書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

(1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき

(3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事 殿

平成 年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名

印

※ 添付書類：役員等名簿

「役員等名簿」

事業者名	
担当者 役職・氏名	
電話番号	

人数	氏名(フリガナ)	氏名(漢字)	生年月日(半角)				性別 男・女	商号又は名称	住所 (本社住所)
			元号	年	月	日			
例	ミヤギ タロウ	宮城 太郎	明治・大正 昭和・平成	47	11	11	男・女	(株)〇〇〇〇	仙台市〇〇〇〇1-1-1
1			明治・大正 昭和・平成				男・女		
2			明治・大正 昭和・平成				男・女		
3			明治・大正 昭和・平成				男・女		
4			明治・大正 昭和・平成				男・女		
5			明治・大正 昭和・平成				男・女		
6			明治・大正 昭和・平成				男・女		
7			明治・大正 昭和・平成				男・女		
8			明治・大正 昭和・平成				男・女		
9			明治・大正 昭和・平成				男・女		
10			明治・大正 昭和・平成				男・女		

株 主 等 一 覧 表

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名称及び
代表者名

印

No.	氏 名	住 所	持株数	比率	備 考

別記様式第2号

平成 年度復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業
(販路開拓活動支援メニュー) 補助金に係る補助事業内容(経費)の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業(販路開拓活動支援メニュー)補助金の交付決定の通知のありました補助事業の内容(経費)について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 添付資料

補助事業変更計画書(別紙)

変更後の事業費積算明細書(別記様式第1号一別紙1)

(別紙)

補助事業変更計画書

1 事業内容の変更

(1) 変更前

(2) 変更後

2 経費の変更

(単位：円)

経費項目	事業費		補助金申請額		自己負担額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
旅 費						
庁 費						
合 計	(内補助対象経費)	(内補助対象経費)				

(注) 1 各区分欄については、申請書の記載事項に準じて記載すること。

2 PR用試供品費に補助対象外の経費がある場合は、「事業費」に補助対象経費を内書きで括弧書きすること。

別記様式第3号

平成 年度復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業
(販路開拓活動支援メニュー) 補助金に係る中止(廃止, 継承)承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業(販路開拓活動支援メニュー)補助金の交付決定の通知のありました補助事業について, 下記の理由により, 中止(廃止, 継承)したいので, 承認されるよう申請します。

記

1 理 由

2 中止の期間(廃止の時期)

別記様式第4号

平成 年 度復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業
(販路開拓活動支援メニュー) 補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業(販路開拓活動支援メニュー)補助金の交付決定の通知のありました補助事業に係る事故について、下記のとおり補助金交付要綱第9の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進ちょく状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

- (注) 1 事故の理由を立証する書類を添付すること。
2 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記載すること。

別記様式第5号

平成 年 度復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業
(販路開拓活動支援メニュー) 補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住 所
申請者 名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業(販路開拓活動支援メニュー)補助金の交付決定の通知のありました補助事業の遂行状況について、下記のとおり補助金交付要綱第10の規定により報告します。

記

1 補助事業の進ちょく状況

2 同上に要した経費

3 概算払済額

別記様式第6号

平成 年度復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業
(販路開拓活動支援メニュー) 補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業(販路開拓活動支援メニュー)補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり完了しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の成果

2 補助事業に要した経費及び補助金実績額等

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 補助事業に要した経費 | 円 |
| (2) (1)のうち補助事業対象経費 | 円 |
| (3) 補助金実績額 | 円 |
| (4) 既受額 | 円 |

3 補助事業の内容等

別添のとおり

4 補助事業完了年月日

年 月 日

※ 添付資料

- (1) 補助事業実績書(別記様式第6号-別紙1)
- (2) 事業実績一覧(別記様式第6号-別紙2)[複数回の場合]
- (3) 事業費支出明細書(別記様式第6号-別紙3)
- (4) 補助事業用帳簿(別記様式第6号-別紙4)
- (5) 販売会や展示・商談会の出展内容がわかる資料
- (6) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
- (7) 成果品(販路開拓活動の実施写真や開催チラシ・パンフレット等)
- (8) その他知事が必要と認める書類

補 助 事 業 実 績 書

1 補助事業者

事業者名称	
代表者氏名	担当者氏名 (所属部署名)
所在地 〒	
TEL :	
FAX :	

2 実施事業の概要

販売会・商談会等の名称 (注)	
販路開拓活動の期間・日数	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)
開催場所	
主な販売・出展物の概要	(商品名／定価 (税込み) ／原材料等) (商品の特徴)
販売・出展の実績	(具体的な成果) (注1) 販売会への参加:「来訪者数 (人)」,「販売額 (円)」,「来訪者の反応」等, 具体的な成果を記載すること。 (注2) 展示・商談会への出展:「来訪者数 (人)」,「名刺交換数 (人)」,「商談成約件数 (件)」,「商談継続件数 (件)」,「来訪者の反応」,「新たな取引先」等, 具体的な成果を記載すること。 (注3) 複数回の場合は, それぞれの実績がわかるように記載すること。

(注) 販路開拓活動を複数回実施した場合は, 「別紙2 事業実績一覧のとおり」と記載し, 別記様式第6号—別紙2に必要事項を記載すること。

3 経費の内容

(単位：円)

経費項目	事業費		補助金申請額		自己負担額	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
旅 費						
庁 費						
合 計	(内補助対象経費)	(内補助対象経費)				

(注) PR用試供品費に補助対象外の経費がある場合は、「事業費」に補助対象経費を内書きで括弧書きすること。

事業実績一覧

事業者名： _____

	事業実績	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

事業費支出明細書

事業者名：_____

(単位:円)

経費項目	内容	事業費	積算明細
旅費			
庁費			
合計	(内補助対象経費)		

(注) PR用試供品費に補助対象外の経費がある場合は、「事業費」に補助対象経費を内書きで括弧書きすること。

補 助 事 業 用 帳 簿

(単位:円)

支出 No.	支払月日	経費項目	内 容	支 払 先	補助金対象額 (税抜金額)	支 払 額 (税込金額)	通 帳 の 整理番号
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

別記様式第7号

平成 年度復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業
(販路開拓活動支援メニュー) 補助金概算払請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業(販路開拓活動支援メニュー)補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり金 円を概算払いにおいて交付されたく請求します。

記

- 1 交付決定額
- 2 概算払受領済額
- 3 今回請求額
- 4 残額
- 5 概算払が必要な理由

別記様式第8号

平成 年度消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 名称及び
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（販路開拓活動支援メニュー）補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり補助金交付要綱第13第1項の規定により報告します。

記

- 1 補助金額
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額（3－2）

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金8%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。